

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第十五条関係）

改正案	現行
<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類</p> <p>ト リ （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（証券専門会社の業務等）</p> <p>第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定め</p>	<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその持株数を記載した書類</p> <p>ト リ （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（証券専門会社の業務等）</p> <p>第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定め</p>

る業務は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 第四条の五第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）の営む業務のために営むもの。

二（略）

2 法第十三条の二第一項第九号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一（五）（略）

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を長期信用銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の株式が当該長期信用銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたも

る業務は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 第四条の五第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。第二十六条第一項を除き、以下同じ。）の営む業務のために営むもの。

二（略）

2 法第十三条の二第一項第十号及び銀行法第十六条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一（五）（略）

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式等（法第十三条の二第一項第八号に規定する「株式等」をいう。以下同じ。）を長期信用銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の株式等が当該長期信用銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる

のも、その株式が当該長期信用銀行又はその子会社により第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第九号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十六条第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権（法第十三条の二第一項第八号に規定する議決権をいう。第十三条の七、第十八条の三及び第二十五条の八の二を除き、以下同じ。）をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないとときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第九号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を

事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式等が当該長期信用銀行又はその子会社により第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十号及び銀行法第十六条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十六条第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないとときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十号及び銀行法第十六条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等（国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当

乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

5 法第十三条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第十三条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

- 一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）又は同項第六号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社（法第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を

当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5 法第十三条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第十三条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

- 一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）又は同項第六号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社（法第十六条の二第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有し

有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 法第十三条の二第一項第八号及び第九号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三・四（略）

7 法第十三条の二第三項の規定は、第四項に規定する議決権について準用する。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項、法第十六条の二の二第五項、銀行法第三条の二第二項、銀行法第十六条の三第八項、銀行法第五十二条の三第五項、銀行法第五十二条の四第四項、銀行法第五十二条の二十四第八項及び銀行法第五十三条第四項並びに令第六条前段において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。）第四条第二項並びに前条第七項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第七項、第五条の九第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項及び第二十六条第九項において準用する場合を含む。以下次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令

ない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 法第十三条の二第一項第八号から第十号までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三・四（略）

7 法第十三条の二第三項の規定は、第四項に規定する株式等について準用する。

（会社が所有する株式等に含めない株式等）

第四条の四 法第十三条の二第三項（銀行法第十六条の三第八項、銀行法第五十二条の八第八項及び銀行法第五十三条第二項並びに前条第七項、第四条の七第五項、第五条の二第六項、第五条の六第七項、第五条の九第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項及び第二十六条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、会社が所有する株式等に含まないものとされる内閣府令で定める株式等は、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）及び証券業（銀行法第十六条の二第一項第三号に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）

で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」とい
う。）に係る議決権とする。

一 証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう
。以下同じ。）及び証券業（法第十三条の二第一項第三号に規定
する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として
所有する株式等

二 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年
法律第九十号）第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限
責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は
所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができ
る場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資
事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場
合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当
該株式等を所有する場合を除く。）

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に
規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するも
のによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執
行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任さ

第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責
任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等）有
限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使
について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限
責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有す
ることとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除
く。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

れた者を除く。以下この号において「非業務執行組員」という（ ）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）

四 前二号に準ずる株式等で、金融庁長官の承認を受けた株式等

2 法第十三条の二第三項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条の規定により当該会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3| 長期信用銀行は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4| 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式等について、当該申請をした長期信用銀行が議決

（新設）

2 法第十三条の二第三項の規定により、信託財産である株式等で会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条の規定により当該会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。

（新設）

（新設）

権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。))若しくは保守を行う業務を含む。)

十八〜二十六 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜八 (略)

九 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「証券等」という。)(をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。))に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。)

十八〜二十六 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜八 (略)

九 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物(以下この号において「証券等」という。)(をこれにより商品を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号において「利用者」という。))に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を

換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

九の二 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

十 (略)

十一 機械類その他の物品又は物件(以下この号において「リース物品等」という。)を使用させる業務(次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。)

イ リース物品等を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)(の開始の日(以下この号において「使用開始日」という。))以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価と

受けたときは、当該利用者から当該商品の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

(新設)

十 (略)

十一 次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて機械類その他の物品(以下この号において「リース物品」という。)を使用させる業務

イ リース物品を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)(の開始の日(以下この号において「使用開始日」という。))以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

して受領することを内容とするものであること。

八 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

八 イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三了十七 (略)

十八 主として長期信用銀行持株会社（法第十六條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）、銀行持株会社（銀行法第二條第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社対象会社（法第十三條の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第十六條の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二了二十一 (略)

二十三 民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法（明

八 使用期間が満了した後、リース物品の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

八 イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條に規定する組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三了十七 (略)

十八 主として長期信用銀行持株会社（法第十六條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）、銀行持株会社（銀行法第二條第十一項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社対象会社（法第十三條の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第十六條の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二了二十一 (略)

二十三 民法第六百六十七條に規定する組合契約、商法（明治三十

治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務(第五号、第七号及び第八号に該当するものを除く。)

二十三(三十六) (略)

3~5 (略)

6 法第十三条の二第四項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社が、その総株主又は総社員の議決権(以下「総株主等の議決権」という。)の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

7 法第十三条の二第四項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

(法第十三条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)第四条の六 法第十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行又はその子会社が所有する商法第一百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該

二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務(第五号、第七号及び第八号に該当するものを除く。)

二十三(三十六) (略)

3~5 (略)

6 法第十三条の二第四項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社が、その発行済株式の総数等(法第十三条の二第二項に規定する発行済株式の総数等をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十一号に規定する持株会社とする。

7 法第十三条の二第四項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である保険会社が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十一号に規定する持株会社とする。

(法第十三条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)第四条の六 法第十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

四 長期信用銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該長期信用銀行又はその子会社の請求による場合を除く。)

五 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

六 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

七 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

2 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四条の六の二 法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の二までに掲げる業務

二 第四条の五第二項第三十五号に掲げる業務(同条第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。)

三 第四条の五第二項第三十六号に掲げる業務(同条第四項第二号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

四 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百十條第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(新設)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一・二（略）

三 当該長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十八条の三第二号、第二十一条第十二号、第二十一条の二第二十一号、第二十二号第七号及び第二十六条第一項において同じ。）の見込みを記載した書類

四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一・二（略）

三 当該長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十八条の三第二号、第二十一条第十二号、第二十一条の二第二十一号、第二十二号第七号、第二十五条の十第一項第九号、第二十五条の十の二第一項第九号、第二十五条の十一第一項第六号及び第二十六条第一項において同じ。）の見込みを記載した書類

四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等（銀行法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及

び第二十二条において同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六(略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした長期信用銀行(以下この項において「申請長期信用銀行」という。)の資本の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 丁六 (略)

3・4 (略)

5 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)に規定する議決権について準用する。

(合併等の場合に催告を要しない債権者)

第五条 令第三条及び銀行法施行令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる債権者とする。ただし、第二号から第六号までに掲げる債権者については、法第十四条の二第一項に規定する会社の分割(分割により営業を承継させる場合に限る。)の決議をした場合に限る。

一 一六 (略)

び第二十二条において同じ。)を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六(略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした長期信用銀行(以下この項において「申請長期信用銀行」という。)の資本の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の株式を取得し、又は所有するに足りる十分な額であること。

二 丁六 (略)

3・4 (略)

5 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)に規定する株式等について準用する。

(合併等の場合に催告を要しない債権者)

第五条 令第三条及び令第六条前段において準用する銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号、以下「銀行法施行令」という。)(第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる債権者とする。ただし、第二号から第六号までに掲げる債権者については、法第十四条の二第一項に規定する会社の分割(分割により営業を承継させる場合に限る。)(の決議をした場合に限る。

一 一六 (略)

(長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第五条の二 法第十六条の二第一項に規定する届出書(第二十五条の二の二において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第七号の二により当該届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2) 法第十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を除く。)(長期信用銀行議決権大量保有者(法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。))となつた日から五日を経過した日
又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日のいずれか早い日

二 当該長期信用銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人(銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号において同じ。)(である場合(次号に掲げる場合を除く。)(長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 当該長期信用銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加がない場合 長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日
又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日のいずれか早い日

(新設)

(国等が保有する議決権とみなされる議決権)

第五条の二の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める

議決権の保有について、銀行法施行令第十五条の法人とみなす。

(新設)

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四百三十二号)以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。(第四条第二項に規定する株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四百三十二号)附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)(第四条第一項第一号に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権)

二 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第七十四条第一号に規定する協定債権回収会社 同法第七十七条第一項の規定による資産の買取りの委託に係る株式に係る議決権

三 保険業法附則第一条の二の三第一号に規定する協定銀行 同法附則第一条の二の十二第一項に規定する協定に基づく資産の買取りに係る株式に係る議決権

(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者に

なるとする場合の認可の申請等)

第五条の二の三 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行

為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ 定款

ロ 会社登記簿の謄本

ハ 取締役及び監査役の履歴書

ニ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ホ 当該認可に係る法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

ヘ 主たる事務所の位置を記載した書類

ト 業務の内容を記載した書類

（新設）

升 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

リ 当該長期信用銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書類
又 その保有する当該長期信用銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書類

川 その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三 当該認可後五営業年度におけるその保有する当該長期信用銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュウ（当該議決権の保有を直接又は間接の原因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書類

四 前号のネットプレゼントバリュウに係るストレステスト（ネットプレゼントバリュウの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があつたものとして、当該ネットプレゼントバリュウとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書類

五 当該認可後に当該長期信用銀行との間に有することを予定する

人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針
(当該関係が当該長期信用銀行の業務の運営に影響を与える可能性がある場合にあっては、当該長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための態勢を含む。第三項において同じ。)

六 その他法第十六条の二の三第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2| 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者(前項に規定する者を除く。)(は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号、第三号から第五号までに掲げる書類及び次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しななければならない。

一 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所、営んでいる事業又は職業を記載した書類

二 その保有する当該長期信用銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書類

三 当該者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

四 その他法第十六条の二の三第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3| 一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する

会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ 定款

ロ 取締役及び監査役の履歴書

ハ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ニ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録）

ホ 主たる事務所の位置を記載した書類

ヘ 業務の内容を記載した書類

ト 資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

-
- 升 当該長期信用銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書類
- リ その保有する当該長期信用銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書類
- ヌ その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類
- 三 当該設立後五営業年度におけるその保有する当該長期信用銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュを記載した書類
- 四 前号のネットプレゼントバリュに係るストレステストの結果を記載した書類
- 五 当該設立後に当該長期信用銀行との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針
- 六 その他法第十六条の二の三第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 4) 金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第十六条の二の三に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。
- 一 当該認可の申請をした者又は当該認可を受けて設立される法人（以下この項において「申請者等」という。）が当該長期信用銀行の議決権を取得又は保有する目的が長期信用銀行の業務の公共性を損なわないことが明らかであり、かつ、当該申請者等の財産及び収支の状況、当該保有に基づき当該申請者等が当該長期信用
-

銀行と有する関係その他の当該保有に係る事由により当該長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営が損なわれるおそれが極めて少ないと認められる態勢が整備されていること。

二 当該長期信用銀行の議決権の保有に係る体制等に照らし、申請者等が当該長期信用銀行の的確かつ公正な経営管理の遂行を妨げないことが明らかであり、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

5) 法第十六条の二の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 担保権の実行による株式等の取得

二 代物弁済の受領による株式等の取得

三 証券会社が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四 当該長期信用銀行の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該長期信用銀行の議決権の保有者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 当該信用銀行銀行が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該信用銀行銀行の議決権の保有者になつたとする者の請求による場合を除く。）

六 当該信用銀行銀行が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七 当該信用銀行銀行が定款の変更による株式に係る議決権の内容
又は「単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権
に占める保有する議決権の割合の増加

八 当該信用銀行銀行が自己の株式の取得を行ったことによるその
総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

九 「元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有

6) 前項の規定は、銀行法施行令第十五条の四第一号に規定する内閣
府令で定める事由について準用する。

（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になる
うとする場合の予備審査）

第五条の二の四 長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の
保有者にならうとする者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の
数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者
は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとする
ときは、前条第一項、第二項又は第三項に定めるところにより準備
した書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

（特定主要株主に係る認可の申請）

第五条の二の五 特定主要株主（法第十六条の二の二第二項に規定す
る特定主要株主をいう。）は、同項ただし書の規定による認可を受
けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融
庁長官に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

一 理由書

二 第五条の二の三第一項第二号八、二、へからりまで及びル並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

三 その保有する当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書類

2| 第五条の二の三第四項の規定は、前項の規定による認可の申請にかかる法第十六条の二の三に規定する審査について準用する。

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を經由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

二 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ホ 当該認可に係る法第十六条の二の四第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第五条の二 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を經由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

二 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその持株数を記載した書類

ホ 当該認可に係る法第十六条の二第二項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

へ 主たる事務所その他の事務所の位置を記載した書類

ト又 (略)

三 当該会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イハ (略)

四 当該認可後三営業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（銀行法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の八の二第一項第三号、第二十五条の十第一項第九号、第二十五条の十の二第一項第九号、第二十五条の十一第一項第六号及び第二十六条第三項において同じ。）の見込みを記載した書類

五 当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この条、第五条の六、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の四、第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の

へ 主たる事務所的位置を記載した書類

ト又 (略)

三 当該会社の子会社等（銀行法第五十二条の六第一項本文に規定する子会社等又は銀行法第五十二条の九に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イハ (略)

四 当該認可後三営業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（銀行法第五十二条の九に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条、第五条の九及び第二十六条第二項において同じ。）の見込みを記載した書類

五 当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（銀行法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社をいう。以下この条、第五条の六、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）の株式等を合算してその基準株式数等（銀行法第五十二条の八第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の四、第二十五条の十二及び第二十五条の十三において同じ。）を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載

内容を記載した書類

六 (略)

2 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその議決権数を記載した書類

三・四 (略)

五 当該設立により、設立会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 (略)

3 (略)

4 法第十六条の二の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 担保権の実行による株式の取得

した書類

六 (略)

2 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその持株数を記載した書類

三・四 (略)

五 当該設立により、設立会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 (略)

3 (略)

4 法第十六条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 担保権の実行

二 代物弁済の受領による株式の取得

三 (略)

四 当該長期信用銀行の商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加(当該長期信用銀行の議決権の保有者になつてとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 当該長期信用銀行が株式の転換を行つたことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加(当該長期信用銀行の議決権の保有者になつてとする者の請求による場合を除く。)

六 当該長期信用銀行が株式の消却、併合又は分割を行つたことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七 当該長期信用銀行が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

八 当該長期信用銀行が自己の株式の取得を行つたことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

5 (略)

6 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号及び第二項第五号に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になつてとする場合の認可

二 代物弁済の受領

三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

5 (略)

6 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号及び第二項第五号に規定する株式等について準用する。

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になつてとする場合の認可

の予備審査)

第五条の三 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めるところができる。

(特定持株会社に係る届出事項等)

第五条の四 法第十六条の二の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

2 特定持株会社(法第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、法第十六条の二の四第二項の規定による届出(特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社(銀行法施行令第十六条の四に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。))である場合にあっては、銀行法施行令第十六条の五の規定による届出(をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。)

一～三 (略)

3・4 (略)

5 特定持株会社は、法第十六条の二の四第四項の規定による届出を

の予備審査)

第五条の三 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二第二項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めるところができる。

(特定持株会社に係る届出事項等)

第五条の四 法第十六条の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

2 特定持株会社(法第十六条の二第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、法第十六条の二第二項の規定による届出(特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社(銀行法第五十二条の二十に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。))である場合にあっては、銀行法施行令第十六条の五の規定による届出(をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。)

一～三 (略)

3・4 (略)

5 特定持株会社は、法第十六条の二第四項の規定による届出をしよう

しようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

(特定持株会社に係る認可の申請)

第五条の五 特定持株会社は、法第十六条の二の四第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して金融再生委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 第五条の二の六第一項第二号ハ、二及びへからヌまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三に規定する審査について準用する。

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 法第十六条の四第一項第七号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売)プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。(若しくは保守を行う業務

うとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

(特定持株会社に係る認可の申請)

第五条の五 特定持株会社は、法第十六条の二第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して金融再生委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 第五条の二の六第一項第二号ハ、二及びへからヌまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

2 第五条の二第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三に規定する審査について準用する。

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 法第十六条の四第一項第七号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。)

を含む。)

十八(二十六) (略)

2 法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第二項に規定する株式会社とする。

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を長期信用銀行持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず取得されたとき(当該株式会社の株式が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず新たに取得されない限り、当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第二十五条の三第六号において「新規事業分野開拓会社」という。)の議決権をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」とい

十八(二十六) (略)

2 法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第二項に規定する株式会社とする。

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式等を長期信用銀行持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず取得されたとき(当該株式会社の株式等が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式等が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず新たに取得されない限り、当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第二十五条の三第六号において「新規事業分野開拓会社」という。)の株式等をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」とい

う。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

5・6 (略)

7 法第十三条の二第三項の規定は、第四項に規定する議決権について準用する。

(法第十六条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由)
第五条の七 法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

う。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基礎株式数等(国内の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基礎株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5・6 (略)

7 法第十三条の二第三項の規定は、第四項に規定する株式等について準用する。

(法第十六条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由)
第五条の七 法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する商法第二百十一
一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取
得（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない
事象の発生により取得するものに限る。）

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の
株式の転換（当該銀行持株会社又はその子会社の請求による場合
を除く。）

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社
の株式等の消却、併合又は分割

六 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社
の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の
数の変更

七 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社
の自己の株式等の取得

2 (略)

(子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの)

第五条の八 法第十六条の四第三項に規定する内閣府令で定めるもの
は、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の二までに掲げる業務

二・三 (略)

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

三 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社
の資本の減少

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社
の商法第二百十條第一項に規定する定時総会の決議による自己の
株式の取得

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの)

第五条の八 法第十六条の四第三項に規定する内閣府令で定めるもの
は、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号までに掲げる業務

二・三 (略)

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第三項の規定による長期信用銀行等（同項に規定する長期信用銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号、次項及び第二十六条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ・ロ（略）

四（略）

五 当該認可に係る長期信用銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六（略）

2）4（略）

5 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（法人に準ずるもの）

第五条の十 銀行法第三条の二第一項第一号に規定する法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、法人でない社団又は財団で代

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第三項の規定による長期信用銀行等（同項に規定する長期信用銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の九に規定する子会社等をいう。以下この号、次項及び第二十六条第二項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ・ロ（略）

四（略）

五 当該認可に係る長期信用銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の持株等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六（略）

2）4（略）

5 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する株式等について準用する。

（新設）

表者又は管理人の定めがあるものとする。

(計算書類等に係る連結の方法等)

第五条の十一 銀行法第三条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第一条第一項に規定する連結財務諸表を同規則の規定に基づき作成する会社とする。

(新設)

2| 銀行法第三条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該長期信用銀行の特定議決権(法第十三条の二第二項第八号に規定する議決権から商法第二百一十一ノ二第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を除いたものをいう。以下この条及び第五条の十三において同じ。)の数に、その連結する会社等(同号に規定する会社等をいう。以下この条から第五条の十三までにおいて同じ。)について、次の各号に掲げるその区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該長期信用銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率(その保有する一の長期信用銀行の特定議決権の数を当該長期信用銀行の総株主の特定議決権の数で除して得た数をいう。第五条の十三において同じ。)を当該長期信用銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。

一 当該会社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)次号、第五条の十

三及び第十三条の二において「財務諸表等規則」という。(第八
条第三項に規定する子会社をいう。)(その保有する当該長期信
用銀行の特定議決権の数

二 当該会社の関連会社(財務諸表等規則第八条第五項に規定する
関連会社をいう。)(当該関連会社の純資産のうち当該会社に帰
属する部分の当該純資産に対する割合を当該関連会社の保有する
当該長期信用銀行の特定議決権の数に乗じて得た数

(密接な関係を有する会社等)

第五条の十二 銀行法第三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で
定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

一 当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有している
場合における当該他の会社等

二 他の会社等が当該会社等に係る議決権の過半数を保有している
場合における当該他の会社等

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第五条の十三 銀行法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で
定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の
各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 長期信用銀行持株会社の主要株主基準値以上の議決権の保有者
(銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号
から第六号までに掲げる者を除く。)(その保有する当該長期信

(新設)

(新設)

用銀行持株会社の議決権の数を当該長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」を「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者及びその連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。次号及び第二十五条の二の二において同じ。）が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得

た数のうちいずれか少ない数

三 長期信用銀行の議決権の保有者である会社（財務諸表等規則第八条第八項に規定する財務諸表提出会社に限る。）（銀行法第三条の二第一項第六号に掲げる者を除く。）のうち、当該会社、その共同保有者及び財務諸表等規則第八条第六項第三号に規定する認められる者又は当該会社及び当該認められる者の保有する当該長期信用銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率が百分の二十である会社（財務諸表等規則第八条第六項第二号イからホまでに掲げる要件に該当する場合に限る。） 当該特定議決権比率を当該長期信用銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数

（営業所等の定義等）

- 第九条 銀行法第八条第一項及び第二項に規定する営業所とは、長期信用銀行が法第六条第一項及び第二項に規定する業務の全部又は一部を含む施設又は設備（携帯型の設備及び長期信用銀行以外の者が占有し又は管理する設備を除く。以下同じ。）をいう。
- 2 銀行法第八条第一項に規定する本店とは、長期信用銀行の業務を統括する施設であつて、本店として登記がなされているものをいう。
- 3 銀行法第八条第一項及び第二項に規定する支店とは、営業所のうち本店に従属し、当該営業所の名において、かつ、その計算において、長期信用銀行の業務を営む施設をいう。

（営業所の定義等）

- 第九条 銀行法第八条に規定する営業所とは、長期信用銀行が法第六条第一項及び第二項に規定する業務の全部又は一部を含む施設又は設備（携帯型の設備及び長期信用銀行以外の者が占有し又は管理する設備を除く。以下同じ。）をいう。
- 2 銀行法第八条に規定する本店とは、長期信用銀行の業務を統括する施設であつて、本店として登記がなされているものをいう。
- 3 銀行法第八条に規定する支店とは、営業所のうち本店に従属し、当該営業所の名において、かつ、その計算において、長期信用銀行の業務を営む施設をいう。
- 4 銀行法第八条に規定する種類の変更とは、長期信用銀行の本店（

4 銀行法第八条第一項及び第二項に規定する種類の変更とは、長期信用銀行の本店（第二項に規定する本店をいう。以下同じ。）及び支店（前項に規定する支店をいう。以下同じ。）以外の営業所（以下この条及び第十一条において「出張所」という。）から支店へ並びに支店から出張所への変更をいう。

5 銀行法第八条第一項及び第二項に規定する代理店とは、長期信用銀行の委任を受けて、当該長期信用銀行のために、長期信用銀行の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。

（営業所等の設置等の届出等）

第十条 銀行法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置又は位置の変更をする場合

二 増改築その他のやむを得ない理由により営業所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

三 前号に規定する位置の変更に係る営業所を変更前の位置に復する場合

四 出張所を廃止する場合

2 長期信用銀行は、銀行法第八条第一項の規定による営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

第二項に規定する本店をいう。以下同じ。）及び支店（前項に規定する支店をいう。以下同じ。）以外の営業所（以下この条及び第十一条において「出張所」という。）から支店へ並びに支店から出張所への変更をいう。

（新設）

（営業所の設置等の認可の申請等）

第十条 長期信用銀行は、銀行法第八条の規定による営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 認可を受ける事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

三 位置の変更又は種類の変更をする場合には、当該営業所の最近の業況を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした長期信用銀

3) 長期信用銀行は、銀行法第八条第一項の規定による代理店(当該代理店の支店)(代理店である金融機関の営業所)(第十五条の二、第十八条の二、第二十五条の八の二及び第二十六条において「金融機関代理店」という。)を除く。()を含む。()の設置又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 代理店を設置する場合には、代理店契約書の案

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

4) 前項に規定する「金融機関」とは、銀行その他の金融庁長官が別に定める金融機関をいう(第十条の三第二項及び第十五条の二第二項において同じ)。

行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした長期信用銀行の自己資本の充実の状況が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府大蔵省令第四十号)(第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をじた長期信用銀行及びその子会社等)(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第十条の三第二項第一号において同じ。)の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 当該申請をした長期信用銀行の経営管理に係る体制等に照らし、長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができると。

三 当該営業所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、顧客の情報の管理が適切に行われること。

四 当該営業所が支店の場合には、支店としての登記が行われること。

五 当該営業所の名称中に支店、出張所その他長期信用銀行の営業所であることを示す文字を使用し、かつ、当該営業所の店頭に掲げること。

3) 金融庁長官は、第一項の規定による営業所の位置の変更の認可の申請があつたときは、位置の変更前の当該営業所の顧客に対し著しい支障を及ぼすものでないかどうかを審査するものとする。

4) 金融庁長官は、第一項の規定による営業所の廃止の認可の申請が

(外国における営業所の設置等の認可の申請等)

第十条の二 長期信用銀行は、銀行法第八条第二項の規定により外国において営業所の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 認可を受ける事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

三 種類の変更をする場合には、当該営業所の最近の業況を記載した書類

四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2| 金融庁長官は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした長期信用銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした長期信用銀行の自己資本の充実の状況が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に

あつたときは、当該営業所の顧客に係る取引が当該申請をした長期信用銀行の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

(代理店の定義)

第十条の二 銀行法第八条に規定する代理店とは、長期信用銀行の委任を受けて、当該長期信用銀行のために、長期信用銀行の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。

規定する区分等を定める命令（平成十二年 令第四十号）第

「一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項第一号及び第九号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。」

二 当該申請をした長期信用銀行の経営管理に係る体制等に照らし長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することがとれること。

三 当該営業所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、顧客の情報の管理が適切に行われること。

3| 銀行法第八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置をする場合

二 出張所を廃止する場合

4| 金融庁長官は、第一項の規定による営業所の廃止の認可の申請があつたときは、当該営業所の顧客に係る取引が当該申請をした長期信用銀行の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

(外国における代理店の設置等の認可の申請等)

第十条の三 長期信用銀行は、銀行法第八条第二項の規定による外国における代理店の設置又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

(削る)

2 金融庁長官は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 当該代理店において、代理業務に係る財産と代理店の固有の財産とが分別して管理されること。

五 代理業務を委任する長期信用銀行の名称、代理店であることを示す文字及び当該代理店の名称を店頭に掲示すること。

(代理店の設置等の認可の申請等)

第十条の三 長期信用銀行は、銀行法第八条の規定による代理店の設置又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 認可を受ける事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

三 代理店を設置する場合には、代理店契約書の案

2 金融庁長官は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 当該代理店(代理店である銀行その他の金融庁長官が別に定める金融機関)以下この項、次条及び第十五条の二において「金融機関」という。()の営業所又は事務所(次号、第十五条の二、第十八条の二、第二十五条の八の二及び第二十六条において「金融機関代理店」という。()を除く。()の名称中に代理業務を委任する銀行の名称及び代理店であることを示す文字を使用し、かつ、当該代理店の名称をその営業所の店頭に掲示すること。

五 当該代理店が金融機関代理店である場合には、代理業務を委任する銀行の名称、代理店であることを示す文字及び当該代理店の

六・七（略）

八 代理店になろうとする者が法人（金融機関を除く。）である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ（略）

ロ 代理業務を委任する長期信用銀行が発行済株式の総数又は出資の総額を所有する法人、又は当該長期信用銀行を子会社とする持株会社の子会社であること。

ハ（略）

九 代理店になろうとする者が金融機関である場合には、当該金融機関が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ（略）

ロ 代理店になろうとする金融機関の自己資本の充実が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該金融機関及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に相当する区分に該当するものであること。

十（略）

（削る）

名称を店頭に掲示すること。

六・七（略）

八 代理店になろうとする者が法人（金融機関を除く。）である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ（略）

ロ 代理業務を委任する長期信用銀行が発行済株式の総数等に相当する数又は額の株式等を所有する法人、又は当該長期信用銀行を子会社とする持株会社の子会社であること。

ハ（略）

九 代理店になろうとする者が金融機関である場合には、当該金融機関が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ（略）

ロ 代理店になろうとする金融機関の自己資本の充実が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に相当する区分に該当するものであること。

十（略）

十一 当該申請をした長期信用銀行が、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、本店に備え置くこと。

1 代理店の名称、住所、資本の額並びに代表取締役及び常務に従事する取締役の住所及び氏名（代理店が個人である場合には

(削る)

3 (略)

(代理店の業務の適切性等を確保するための措置)

第十一条 銀行法第八条第三項に規定する長期信用銀行が代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置は、当該代理店が前条第二項第三号から第十号までに掲げる基準を満たすために必要なものとする。

(預金者等に対する情報の提供)

(住所及び氏名)

ロ 代理業務の種類

ハ 代理業務の開始年月日

十二 当該代理店において、代理業務に係る財産と代理店の固有の財産とが分別して管理されること。

3 (略)

(営業所の設置等の認可を要しない場合)

第十一条 銀行法第八条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置又は位置の変更をする場合

二 増改築その他のやむを得ない理由により営業所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

三 前号に規定する位置の変更に係る営業所を変更前の位置に復する場合

四 出張所を廃止する場合

五 代理店である金融機関を全部又は一部の当事者とする合併に伴い代理店の設置又は廃止をする場合で、金融庁長官が別に定める場合

六 外国に所在する営業所の位置を変更する場合

(預金者等に対する情報の提供)

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等（銀行法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この条、第十二条の三及び第十二条の四において同じ。）の金利の明示

二（略）

三 取り扱う預金等のうち預金保険法第五十二条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示

四六（略）

2 6（略）

（特定取引勘定）

第十二条の四の三（略）

2（略）

3 特定取引勘定を設けた長期信用銀行（以下「特定取引勘定設置長期信用銀行」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二十六条第四項第一号ホに掲げる書類に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

一・二（略）

4・5（略）

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等（銀行法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この条から第十二条の四までにおいて同じ。）の金利の明示

二（略）

三 取り扱う預金等のうち預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十二条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示

四六（略）

2 6（略）

（特定取引勘定）

第十二条の四の三（略）

2（略）

3 特定取引勘定を設けた長期信用銀行（以下「特定取引勘定設置長期信用銀行」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二十六条第三項第一号ホに掲げる書類に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

一・二（略）

4・5（略）

(預金の受払事務の委託)

第十二条の四の四 長期信用銀行は、現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械(以下この条及び第十五条の二において「現金自動支払機等」という。)による預金に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための適切な措置及び顧客が当該長期信用銀行と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十三条の二 長期信用銀行の銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。)の額(第十三条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するその他有価証券であつて、帳簿価額が取得原価を上回る場合における当該帳簿価額と取得原価との差額

(新設)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十三条の二 長期信用銀行の銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。)の額(第十三条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第二十一項に規定するその他有価証券であつて、帳簿価額

四 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（中小企業総合事業団により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。）

五・六（略）

2・3（略）

（当該長期信用銀行と特殊の関係のある者）

第十三条の四 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該長期信用銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該長期信用銀行の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。次条から第十三条の十二まで及び第二十六条第一項において同じ。）及び関連法人等（銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。次条から第十三条の十二までにおいて同じ。）とする。

（長期信用銀行の特定関係者）

第十三条の七（略）

2（略）

（削る）

額
が取得原価を上回る場合における当該帳簿価額と取得原価との差

（新設）

四・五（略）

2・3（略）

（当該長期信用銀行と特殊の関係のある者）

第十三条の四 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該長期信用銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該長期信用銀行の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。次条から第十三条の十二まで及び第二十六条において同じ。）及び関連法人等（銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。次条から第十三条の十二までにおいて同じ。）とする。

（長期信用銀行の特定関係者）

第十三条の七（略）

2（略）

3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図

3| (略)

(休日の承認の申請等)

第十四条 (略)

2 (略)

(削る)

を行うことができるものに限る。()に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。()に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。()に係る議決権を含むものとする。

4| (略)

(休日の承認の申請等)

第十四条 (略)

2 (略)

3| 当座預金業務を営まない営業所において、銀行法施行令第五条第二項各号及び第二項第一号に掲げる日(次項において「指定休日」といつ。)以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による第十

(削る)

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 銀行法第二十六条第一項、銀行法第二十七条又は銀行法第五十一条の三十四第一項若しくは第四項の規定により長期信用銀行の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合
- 二 銀行法第十五条第一項に規定する長期信用銀行の休日に、業務の全部又は一部を営む長期信用銀行又はその代理店の営業所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 長期信用銀行又はその代理店の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合(前号に該当する場合を除く。)

条第一項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官は、同条第二項に規定する審査のほか、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

4 長期信用銀行が前項に規定する申請書に基づく銀行法第八条に規定する認可を受けたときは、前項に規定する営業所が指定休日以外の日を休日とすることについて、銀行法施行令第五条第二項第二号の承認を受けたものとみなす。

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 銀行法第二十六条第一項又は同法第二十七条の規定により長期信用銀行の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合
- 二 銀行法第十五条第一項に規定する長期信用銀行の休日に、業務の全部又は一部を営む長期信用銀行又はその代理店の営業所において、当該休日における現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械(以下「現金自動支払機等」という。)による業務の全部又は一部を休止する場合(当該休止の期間が三営業日以上にわたる場合を除く。)

三 長期信用銀行又はその代理店の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合(前号に該当する場合及び当該休

止の期間が二営業日以上にわたる場合を除く。()

四・五 (略)

3 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 長期信用銀行又はその代理店の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

三 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

(削る)

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由

)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〜三 (略)

四 長期信用銀行又はその子会社が所有する商法第二百十一条第二項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 長期信用銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該長期信用銀行又はその子会社の請求による場合を除く。)

)

四・五 (略)

3 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める営業所又は代理店は、次に掲げる営業所又は代理店とする。

一 長期信用銀行又はその代理店の無人の営業所

二 前項第二号に該当する営業所

三 外国に所在する長期信用銀行又はその代理店の営業所

四 金融機関代理店

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由

)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〜三 (略)

四 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

五 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百一条第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

得

六 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

七 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

九 第四条の三第四項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第十六条の二 長期信用銀行は、銀行法第十六条の三第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の株式等のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

六 第四条の三第四項の規定による新規事業分野開拓会社の株式の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当該株式を処分することができないこと。

七 (略)

(基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認の申請)

第十六条の二 長期信用銀行は、銀行法第十六条の三第二項ただし書の規定による基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十六条の二の二 (略)

2・3 (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。

以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 長期信用銀行の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) (5) (略)

(6) 長期信用銀行が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 長期信用銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行又はその子会社が基準株式数等を超えて株式等を所有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第三号に規定する株式等について準用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第十六条の二の二 (略)

2・3 (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。

以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 長期信用銀行の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) (5) (略)

(6) 長期信用銀行が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

(7) 長期信用銀行の一の子会社等以外の子会社等が所有する当

該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

二・三（略）

（合併の認可の申請）

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十一（略）

十二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条及び第二十二條において同じ。）を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

十三 合併後存続する長期信用銀行若しくは合併により設立される長期信用銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四（略）

（分割の認可の申請）

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書

該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

二・三（略）

（合併の認可の申請）

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十一（略）

十二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

十三 合併後存続する長期信用銀行若しくは合併により設立される長期信用銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四（略）

（分割の認可の申請）

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書

類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇・十一（略）

十三 当該分割により長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
十四・十五（略）

（営業譲渡等の認可の申請）

第二十二條 長期信用銀行は、銀行法第三十條第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同條第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇・九（略）

十 当該営業の譲受けにより長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十一（略）

（変更報告書の提出等）

第二十五條の二 銀行法第五十二條の三第一項の規定による変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第七号の二により当該報告書を作成

類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇・十二（略）

十三 当該分割により長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
十四・十五（略）

（営業譲渡等の認可の申請）

第二十二條 長期信用銀行は、銀行法第三十條第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同條第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇・九（略）

十 当該営業の譲受けにより長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十一（略）

（新設）

し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2| 銀行法第五十二条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、議決権保有割合（法第十六条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この項及び次条において同じ。）が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合とする。

（特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等）

第二十五条の二の二 銀行法第五十二条の四第一項の規定による長期信用銀行議決権保有届出書又は同条第二項の規定による変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第七号の三により当該届出書又は当該報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2| 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社、保険会社、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。）、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に

（新設）

関する法律第二十一条第四項に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。()であつて前号に掲げる者以外の者

三 前二号に掲げる者(以下この号及び第四項において「銀行等」という。)を共同保有者とする者であつて銀行等以外の者

3| 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。

4| 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行等に銀行等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に銀行等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の議決権保有割合が百分の一を超える場合とする。

5| 銀行法第五十二条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項に規定する長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したこととする。

6| 銀行法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 変更報告書に係る基準日の属する月の後の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

二 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末

日におけるものである場合において、その月の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合
当該後の基準日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合
当該後の基準日以外の月の末日の属する月の翌月十五日

四 銀行法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 銀行法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合
当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第十六条の二第一項の規定による長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の

基準日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定による長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

七 銀行法第五十二条の四第三項に規定する基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様式第七号の四により届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

(長期信用銀行主要株主と特殊の関係のある会社)

第二十五条の二三 銀行法第五十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

- 一 当該長期信用銀行主要株主(連結基準対象会社である者に限る。次号において同じ。)(の子会社)(第五条の十一第二項第一号に規定する子会社をいう。)
- 二 当該長期信用銀行主要株主の関連会社(第五条の十一第二項第一号に規定する関連会社をいう。)

(新設)

三 当該長期信用銀行主要株主（連結基準対象会社以外の者に限る。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社その他の法人

（長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第二十五条の二の四 長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役（外国所在長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役又はこれに類する職にある者）は、銀行法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該長期信用銀行持株会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五（略）

2（略）

（長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第二十五条の二の五 第十三条の四の規定は、銀行法第五十二条の二第二項本文に規定する当該長期信用銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者について準用する。

2 第十三条の二の規定は、長期信用銀行持株会社又はその子会社等

（長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第二十五条の二 長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役（外国所在長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第十六条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第五項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役又はこれに類する職にある者）は、銀行法第五十二条の五第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該長期信用銀行持株会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五（略）

2（略）

（長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第二十五条の二の二 第十三条の四の規定は、銀行法第五十二条の六第一項本文に規定する当該長期信用銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者について準用する。

2 第十三条の二の規定は、長期信用銀行持株会社又はその子会社等

(銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。)の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。)の額の計算方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項について準用する。この場合において、「当該長期信用銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する自己資本の純合計額は、銀行法第五十二条の二十五に規定する基準に従い算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

6 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十二第一項ただし書の規定による当該長期信用銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同項本文に規定する長期信用銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十三条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

7 長期信用銀行持株会社は、何らの名義によつてするかを問わず、銀行法第五十二条の二十二第一項本文の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)

(銀行法第五十二条の六第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。)の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。)の額の計算方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項について準用する。この場合において、「当該長期信用銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 銀行法第五十二条の六第一項本文に規定する自己資本の純合計額は、銀行法第五十二条の九に規定する基準に従い算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

6 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の六第一項ただし書の規定による当該長期信用銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同項本文に規定する長期信用銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十三条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

7 長期信用銀行持株会社は、何らの名義によつてするかを問わず、銀行法第五十二条の六第一項本文の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(銀行法第五十二条の八第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。)

六 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

七 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

九 第五条の六第四項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

第二十五条の三 銀行法第五十二条の八第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百十条第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

(新設)

(新設)

(新設)

六 第五条の六第四項の規定による新規事業分野開拓会社の株式の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当該株式を処分することができないこと。

七 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第二十五条の四 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第二十五条の五 銀行法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が法第十六条の四第三項の認可を受けて長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認の申請)

第二十五条の四 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の八第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社又はその子会社が基準株式数等を超えて株式等を所有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第三号に規定する株式等について準用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第二十五条の五 銀行法第五十二条の八第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が法第十六条の四第三項の認可を受けて長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

2 銀行法第五十二條の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二條の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 銀行法第五十二條の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二條の三十五第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

(長期信用銀行持株会社の子会社等)

第二十五條の五の二 銀行法第五十二條の二十五に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

- 一 当該長期信用銀行持株会社の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。第二十六條第三項において同じ。）
- 二 (略)

(特定子会社)

第二十五條の六 銀行法第五十二條の二十四第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の三第二項に掲げる業務を専ら営む会社とする。

2 銀行法第五十二條の八第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二條の十九第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 銀行法第五十二條の八第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二條の十九第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

(長期信用銀行持株会社の子会社等)

第二十五條の五の二 銀行法第五十二條の九に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

- 一 当該長期信用銀行持株会社の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。第二十六條第二項において同じ。）
- 二 (略)

(特定子会社)

第二十五條の六 銀行法第五十二條の八第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の三第二項に掲げる業務を専ら営む会社とする。

(長期信用銀行持株会社に係る業務報告書等)

第二十五条の七 銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第八号により作成し、当該期間経過後三月以内(外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、当該期間経過後六月以内)に金融庁長官に提出しなければならない。

2 銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第九号により作成し、営業年度経過後三月以内(外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内)に金融庁長官に提出しなければならない。

3 5 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第二十五条の八 銀行法第五十二条の二十八本文の規定により長期信用銀行持株会社が公告する貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第十号により作成しなければならない。

2 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十八ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る業務報告書等)

第二十五条の七 銀行法第五十二条の十一第一項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第八号により作成し、当該期間経過後三月以内(外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、当該期間経過後六月以内)に金融庁長官に提出しなければならない。

2 銀行法第五十二条の十一第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第九号により作成し、営業年度経過後三月以内(外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内)に金融庁長官に提出しなければならない。

3 5 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第二十五条の八 銀行法第五十二条の十二本文の規定により長期信用銀行持株会社が公告する貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第十号により作成しなければならない。

2 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の十二ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
- イ 経営の組織(長期信用銀行持株会社の子会社等(銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等(銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。))をいう。以下この項において同じ。))の経営管理に係る体制を含む。)

ロ(二) (略)

二 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 長期信用銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) (5) (略)

(6) 長期信用銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員及び総出資者の議決権に占める割合

(7) 長期信用銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員及び総出資者の議決権に占める割合

三・四 (略)

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の十三第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
- イ 経営の組織(長期信用銀行持株会社の子会社等(銀行法第五十二条の九に規定する子会社等(銀行法第五十二条の十三第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。))をいう。以下この項において同じ。))の経営管理に係る体制を含む。)

ロ(二) (略)

二 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 長期信用銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) (5) (略)

(6) 長期信用銀行持株会社が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

(7) 長期信用銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

三・四 (略)

2・3 (略)

4 銀行法第五十二條の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

- 一 長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（代理店）
第三号に掲げるものを除く。）を含む。次号において同じ。）の
無人の営業所

二・三（略）

第二十五條の八の三 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二條の二十八及び銀行法第五十二條の二十九第一項の規定により作成した書類（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該長期信用銀行持株会社の営業年度経過後四月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなればならない。

2 4（略）

（長期信用銀行持株会社の営業報告書等の記載事項）

- 第二十五條の九 銀行法第五十二條の三十の規定による営業報告書は、別紙様式第十一号により作成しなればならない。
- 2 銀行法第五十二條の三十の規定による附属明細書は、別紙様式第十二号により作成しなればならない。

4 銀行法第五十二條の十三第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

- 一 長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の無人の営業所

二・三（略）

第二十五條の八の三 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二條の十二及び銀行法第五十二條の十三第一項の規定により作成した書類（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該長期信用銀行持株会社の営業年度経過後四月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなればならない。

2 4（略）

（長期信用銀行持株会社の営業報告書等の記載事項）

- 第二十五條の九 銀行法第五十二條の十四の規定による営業報告書は、別紙様式第十一号により作成しなればならない。
- 2 銀行法第五十二條の十四の規定による附属明細書は、別紙様式第十二号により作成しなればならない。

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等(銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この条から第二十五条の十一までにおいて同じ。)につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
六～十三 (略)

十四 合併後存続する長期信用銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査について準用する。

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の十九第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等(銀行法第五十二条の九に規定する子会社等をいう。以下この条から第二十五条の十一までにおいて同じ。)につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
六～十三 (略)

十四 合併後存続する長期信用銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 その他銀行法第五十二条の十九第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第五条の二第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の十九第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査について準用する。

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十四号に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行持株会社に係る分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 当該分割を行った後における長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類並びに長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

一〇九 (略)

十五 当該分割により長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十六 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十四号に規定する株式等について準用する。

(長期信用銀行持株会社に係る分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の十九第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 当該分割を行った後における長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類並びに長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

一〇九 (略)

十五 当該分割により長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十六 その他銀行法第五十二条の十九第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第五条の二第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の十九第四項において準用する法第十六条の三に

の三に規定する審査について準用する。

- 3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十五号に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

- 第二十五条の十一 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第三項の規定による営業の譲渡又は譲受け(以下この条において「営業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 十 (略)

十一 当該営業の譲受けにより長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

- 2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査について準用する。

- 3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十一号に規定する議決権について準用する。

規定する審査について準用する。

- 3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十五号に規定する株式等について準用する。

(長期信用銀行持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

- 第二十五条の十一 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十九第三項の規定による営業の譲渡又は譲受け(以下この条において「営業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 十 (略)

十一 当該営業の譲受けにより長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 その他銀行法第五十二条の十九第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

- 2 第五条の二第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の十九第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査について準用する。

- 3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十一号に規定する株式等について準用する。

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 第十条第一項第四号に規定する出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)(の廃止又は第十条の二三項第一号に規定する出張所の設置をした場合)

五 第十条の二三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更(次号、第十条第一項第二号又は第三号に該当する場合を除く。)(をしようとする場合)

五の二 外国に所在する出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。)(の廃止又は位置の変更をした場合)

五の三・五の四 (略)

六 長期信用銀行の営業所(金融機関代理店以外の代理店の営業所を含む、臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)(の全部又は一部において、第十五条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合)(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

七 第四条の六第一項各号に掲げる事由により他の会社(銀行法第五十三条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。)(を子会社

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 第十一条第一号から第三号に規定する営業所の設置若しくは位置の変更、同条第四号に規定する出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。)(の廃止又は同条第五号に規定する代理店の設置若しくは廃止をした場合)

五 第十一条第四号に規定する出張所(前号の出張所を除く。)(の廃止又は同条第六号に規定する営業所の位置の変更をしようとする場合)

(新設)

五の二・五の三 (略)

六 長期信用銀行の営業所(金融機関代理店以外の代理店の営業所を含む。)(の全部又は一部において、第十五条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合)(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

七 第四条の六第一項各号に掲げる事由により他の会社(銀行法第五十三条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。)(を子会社

とした場合

八 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

九 (略)

十 長期信用銀行又はその子会社が、第十六条各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は保有しようとする場合

十一 長期信用銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十二 長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十三・十四 (略)

十五 長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該長期信用銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は長期信用銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

十六 特定取引勘定設置長期信用銀行において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第四項第一号に定める書類に係る事項を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合

しようとする場合

八 その子会社の株式等を取得し、又は所有しようとする場合

九 (略)

十 長期信用銀行又はその子会社が、第十六条各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。）の株式等を合算してその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は所有しようとする場合

十一 長期信用銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた場合

十二 長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を所有しなくなつた場合

十三・十四 (略)

十五 長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて株式等を所有する会社（当該長期信用銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は長期信用銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

十六 特定取引勘定設置長期信用銀行において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第三項第一号に定める書類に係る事項を変更しようとする場合

十七、十八の三（略）

十九 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。第二十一号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。第二十一号において同じ。）を発行しようとする場合

二十・二十一（略）

二十二 長期信用銀行又はその子会社（第六項において「長期信用銀行等」という。）において不祥事件が発生したことを知った場合

二十三・二十四（略）

2| 銀行法第五十三条第二項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、当該長期信用銀行主要株主が長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社である場合は、この限りでない。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 氏名若しくは名称を変更し、若しくは住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合

3| 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

十七、十八の三（略）

十九 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

二十・二十一（略）

二十二 長期信用銀行又はその子会社（第五項において「長期信用銀行等」という。）において不祥事件が発生したことを知った場合

二十三・二十四（略）

（新設）

2| 銀行法第五十三条第三項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

三・四 (略)

五 第五条の七第一項各号に掲げる事由により他の会社（銀行法第五十二条第三項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

六 (略)

七 長期信用銀行持株会社又はその子会社が、第二十五条の二各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し又は保有した場合

八 長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

九 長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十 第二十五条の二の五第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有す

二 転換社債を発行しようとする場合

三・四 (略)

五 第五条の七第一項各号に掲げる事由により他の会社（銀行法第五十二条第三項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

六 (略)

七 長期信用銀行持株会社又はその子会社が、第二十五条の二各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の株式等を合算してその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は所有しつとする場合

八 長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなった場合

九 長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなった国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を所有しなくなつた場合

十 第二十五条の二の二第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有す

ることとなつた場合

十一 (略)

十二 長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該長期信用銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。)又は長期信用銀行持株会社の特殊関係者^(一)がその業務の内容を変更することとなつた場合(削る)

十三・十四 (略)

十五・十六 (略)

十七 長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の二十八及び銀行法第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類について、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行において縦覧を開始した場合

十八 (略)

4| 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主(長期信用銀行主要株主であつた者を含む。)(又は長期信用銀行持株会社(長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。))は、銀行法第五十三条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

ることとなつた場合

十一 (略)

十二 長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準株式数を超えて株式等を所有する会社(当該長期信用銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。)(又は長期信用銀行持株会社の特殊関係者^(一)がその業務の内容を変更することとなつた場合

十三 その発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数の株式等が一の会社により取得又は所有されることとなつた場合

十四・十五 (略)

十五の二・十五の三 (略)

十六 長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の十二及び銀行法第五十二条の十三第一項の規定により作成した書類について、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行において縦覧を開始した場合

十七 (略)

3| 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社(長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。)(は、銀行法第五十三条第一項又は第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

-
- 一 第一項第五号の三に掲げる場合 次に掲げる書類
 - イ ホ (略)
 - 二 第一項第二十三号に掲げる場合 同号に規定する書類
 - 三 第一項第二十四号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書
 - 四 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する書類
 - 五 前項第十八号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書
- 5| 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。
- 一 (略)
 - 二 第一項第三号、第四号又は第五号の二に該当するときの届出
- 6・7| (略)
- 8| 第一項第十号又は第十二号に掲げる場合において、法第十三条の二第二項第九号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する会社は、長期信用銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第十号に掲げる場合において、法第十六条の四第一項第八号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する会社は、長期信用銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。
- 9| 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十号から第十二号まで及び第十五号に規定する議決権並びに第三項第七号から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。
-

- 一 第一項第五号の二に掲げる場合 次に掲げる書類
 - イ ホ (略)
 - 二 第一項第二十五号に掲げる場合 同号に規定する書類
 - 三 第一項第二十六号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書
 - 四 前項第十六号に掲げる場合 同号に規定する書類
 - 五 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書
- 4| 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。
- 一 (略)
 - 二 第一項第三号又は第四号に該当するときの届出
- 5・6| (略)
- 7| 第一項第十号又は第十二号に掲げる場合において、法第十三条の二第二項第十号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、同号に規定する会社は、長期信用銀行の子会社に該当しないものとみなし、第二項第七号又は第十号に掲げる場合において、法第十六条の四第一項第八号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、同号に規定する会社は、長期信用銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。
- 8| 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十号から第十二号まで及び第十五号に規定する株式等並びに第二項第七号から第九号まで、第十二号及び第十三号に規定する株式等について準用する。
-

(認可の効力に係る承認の申請)

第二十七条 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主(法第十六条の二の二第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。)(又は長期信用銀行持株会社(法第十六条の二の四第一項の認可を受けた者を含む。))は、法第二十条第一項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

(予備審査)

第二十九条 長期信用銀行、長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又は長期信用銀行を子会社とする持株会社は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を申請する際に金融庁長官に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(認可の効力に係る承認の申請)

第二十七条 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社(法第十六条の二第一項の認可を受けた者を含む。)(は、法第二十条第一項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

(予備審査)

第二十九条 長期信用銀行又は長期信用銀行を子会社とする持株会社は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を申請する際に金融庁長官に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

別紙様式第7号の2(第5条の2第1項、第25条の2第1項関係)

(日本工業規格A4)

長期信用銀行法第16条の2第1項に基づく届出書・長期信用銀行法第17条
において準用する銀行法第52条の3第1項に基づく変更報告書(NO.) (1)

年 月 日

財務(支)局長 殿

氏名又は名称 印(□)
住所又は本店所在地 (□)
届出又は報告義務発生日 年 月 日(ハ)

第1 提出者及びその他保有者に関する事項

1 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社

長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の名称		提出者、その他保有者及び共同保有者の総数	
本店又は主たる事務所の所在地		提出形態(ニ)	1 連名 2 その他

2 提出者

(1) 提出者の概要(ホ)

1 個人() 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他())	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
フリガナ(カタカナ) 営業所の名称	

フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地			
事業の種類			
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	職 業	勤務先名称	
		勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
	資本金額(百万円)	代表者氏名	
	事務上の連絡先及び担当者名		
電 話 番 号			

(2) 保有の目的(ハ)

保有の目的	
旧保有の目的	

(3) 取得資金(ト)

取得資金の内訳

自己資金額(千円)		借入金額計(千円)	
-----------	--	-----------	--

その他(具体的に)

その他金額計(千円)	
------------	--

取得資金合計(千円)	
------------	--

借入金の内訳

(フリガナ) 名称(支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	金 額 (千円)

3 その他保有者(フ)

(1) その他保有者の概要

1 個人() 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他())	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
フリガナ(カタカナ) 営業所の名称	
フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地	
事業の種類	
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名	

フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	職業	勤務先名称	
		勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
		代表者氏名	
	資本金額(百万円)		
事務上の連絡先 及び担当者名			
電話番号			

(2) 保有の目的

保有の目的	
旧保有の目的	

(3) 取得資金

取得資金の内訳

自己資金額(千円)		借入金額計(千円)	
-----------	--	-----------	--

その他(具体的に)

その他金額計(千円)	

取得資金合計(千円)	
------------	--

			1 取得 2 処分		
			1 取得 2 処分		
			1 取得 2 処分		
			1 取得 2 処分		
			1 取得 2 処分		
			1 取得 2 処分		

第2 共同保有者に関する事項

1 共同保有者(7)

1 個人() 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他())			
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地			
事業の種類			
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日	(フリガナ)	
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称	
	職業	勤務先住所	

法人	設立年月日 年 月 日	(フリガナ)		代表者役職
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	代表者氏名		
	資本金額(百万円)			
	事務上の連絡先 及び担当者名			
	電話番号			

2 上記共同保有者の議決権保有割合(リ)

共同保有者が保有する長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の議決権の数	(A)
長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	$(A/B \times 100)$
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者、その他保有者及び共同保有者(カ)

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	

17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権保有割合(3)

提出者、その他保有者及び共同保有者が保有する長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の議決権の数	(A)
長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) 「その他保有者」とは、長期信用銀行法第 17 条において準用する銀行法第 3 条の 2 第 1 項第 2 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定により、提出者が保有するものとみなされる議決権の数のうち、提出者が保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
- (B) 記載事項のうち「第 1 提出者及びその他保有者に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「3 その他保有者」には、その他保有者がいる場合にのみ、その他保有者ごとに別々に、各その他保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第 2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、共同保有者ごとに別々に、各共同保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第 3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第 1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第 2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第 3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- (C) 長期信用銀行議決権保有届出書又は変更報告書(以下この様式において「届出書等」という。)の提出者が、その他保有者(総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権を保有するその他保有者に限る。)及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、

当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」に記載するとともに、これらの者の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち当該その他保有者に係る「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」及び「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。

- (D) 変更報告書は、議決権保有割合に百分の一以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、その他保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、提出者及びその他保有者の議決権保有割合の変更、共同保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は議決権保有割合の変更その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。なお、他の法令に基づき、上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。
- (E) 変更報告書の提出に当たっては、長期信用銀行議決権保有届出書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄、「3 その他保有者」の「(1) その他保有者の概要」欄又は「第2 共同保有者に関する事項」の「1 共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「1 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社」及び「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。
- (F) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。
- (G) 届出書等に係る訂正報告書については、株式の発行者である長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の名称、提出者の商号、氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

2 個別事項

(イ) 表題

表題の欄は、長期信用銀行議決権保有届出書又は変更報告書のいずれか該当しないものを消し、変更報告書である場合には、長期信用銀行議決権保有届出書を提出した後、最初に提出した変更報告書から数えた通し番号を記入すること。

- (Ⅱ) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地
- (1) 届出書等の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書等の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等 1 通につき 1 通ずつ添付すること。
 - (2) 届出書等の提出者が、その他保有者（総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権を保有するその他保有者に限る。）及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者が、その氏名又は名称及び住所又は本店所在地を届出書等の一頁目のみに記入し、押印すること。なお、当該その他保有者及び当該共同保有者が、当該提出者に届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等 1 通につき 1 通ずつ添付すること。
 - (3) 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印を押印すること。
- (Ⅲ) 届出又は報告義務発生日
- 長期信用銀行議決権保有届出書にあつては、総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権の保有者となった日を、変更報告書にあつては当該変更報告書に記載すべき変更があった日を記載すること。

第 1 提出者及びその他保有者に関する事項

(一) 提出形態

届出書等の提出者が、その他保有者（総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権を保有するその他保有者に限る。）及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には「1 連名」を で囲み、それ以外の場合には「2 その他」を で囲むこと。

(二) 提出者の概要

- (1) 「1 個人、2 法人」欄には、該当する番号を で囲むこと。法人の場合には、会社形態について該当する番号を で囲み、該当するものがない場合には、「合名会社」、「合資会社」等、具体的に記載すること。長期信用銀行法第 17 条において準用する銀行法第 3 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する法人でない団体である場合には、当該団体を保有者として提出せず、業務執行組合員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を「1 個人」の括弧内に記載すること。
- (2) 提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類の変更に係る変更報告書を提出する場合には、

「旧商号、名称又は氏名」、「旧住所又は本店所在地」、「旧営業所の名称」、「旧営業所の所在地」又は「旧事業の種類」欄に、変更前の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類を記載すること。

- (3) 「営業所の名称」、「営業所の所在地」及び「事業の種類」欄には、当該提出者が事業を行っている場合にのみ記載すること。
- (4) 「事業の種類」欄には、届出書等の提出義務が発生した日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。
- (5) 提出者が個人である場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要な事項をそれぞれ記載すること。
- (6) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
- (7) 「資本金額」欄には、資本金額又は出資総額を記載すること。

(A) 保有の目的

- (1) 「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
- (2) 保有の目的の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧保有の目的」欄に、変更前の保有の目的を記載すること。

(B) 取得資金

(1) 取得資金（累計）の内訳

届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得資金を記載すること。

(2) 借入金の内訳

「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」（証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

(C) その他保有者

その他保有者がいる場合に、「第1 提出者その他保有者に関する事項」の「2 提出者」に準じて記載すること。

(D) 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合

- (1) 議決権保有割合は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する議決権の状況により記載すること。
- (2) 「提出者及びその他保有者が保有する長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の議決権の数」欄には、提出者及びその他保有者が保有する当該提出者がその総株主の議決権の100分の5を超える議決権の保有者である長期信用銀行又は長期信用銀

行持株会社の議決権の数を記載すること。

- (3) 「その他保有者が保有する長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の議決権の数」欄には、(2)の内数として、その他保有者が保有する当該長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の議決権の数を記載すること。
 - (4) 「長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の総株主の議決権」欄には、届出又は報告義務が発生した日の当該長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の総株主の議決権を記載すること。
 - (5) 「議決権保有割合」欄には、小数点以下3桁を四捨五入して小数点以下2桁まで算出した割合を記載すること。
 - (6) 「直前の届出書等に記載された議決権保有割合」欄には、変更報告書を提出する場合に、当該変更報告書の直前の報告書に記載された議決権保有割合を記載すること。
- (X) 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況
- (1) 長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の3第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合以外の場合にのみ記載すること。
 - (2) 届出又は報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。
 - (3) 「取引又は処分を行った者」欄には、取得又は処分を行った者の商号、名称又は氏名を記載すること。
 - (4) 「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。
 - (5) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。
- (II) 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況
- (1) 長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の3第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合にのみ記載すること。
 - (2) 届出又は報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場

合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。

- (3) 「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。
- (4) 「取得又は処分の別」欄は、該当する番号を で囲むこと。
- (5) 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要しない。
- (6) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

第2 共同保有者に関する事項

(7) 共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」に準じて記載すること。

(9) 上記共同保有者の議決権保有割合

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合」に準じて記載すること。

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表

(a) 提出者、その他保有者及び共同保有者

その他保有者又は共同保有者がいる場合に、提出者、その他保有者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること。

(3) 上記提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権保有割合

その他保有者又は共同保有者がいる場合に、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の数を合計して、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合」に準じて記載すること。

フリガナ(カタカナ) 営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地			
事業の種類			
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	職業	勤務先名称	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
	資本金額(百万円)	代表者氏名	
	事務上の連絡先 及び担当者名		
電話番号			

(2) 保有の目的

保有の目的	
旧保有の目的	

3 その他保有者

(1) その他保有者の概要

1 個人()
2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他())

フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地			
事業の種類			
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	職 業	勤務先名称	
		勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
	資本金額(百万円)	代表者氏名	
	事務上の連絡先及び担当者名		
電話番号			

(2) 保有の目的

保有の目的	
旧保有の目的	

4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合

提出者及びその他保有者が保有する長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の議決権の数	(A)
その他保有者が保有する長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の議決権の数	
長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

第2 共同保有者に関する事項

1 共同保有者

1 個人 () 2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())	
フリガナ (カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ (カタカナ) 住所又は本店所在地	
フリガナ (カタカナ) 営業所の名称	
フリガナ (カタカナ) 営業所の所在地	
事業の種類	
フリガナ (カタカナ) 旧商号、名称又は氏名	
フリガナ (カタカナ) 旧住所又は本店所在地	
フリガナ (カタカナ) 旧営業所の名称	
フリガナ (カタカナ) 旧営業所の所在地	
旧事業の種類	

個人	生年月日 年 月 日		(フリガナ)	
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称	
	職業		勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日		(フリガナ)	代表者役職
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名	
	資本金額(百万円)			
事務上の連絡先及び担当者名				
電話番号				

2 上記共同保有者の議決権保有割合

共同保有者が保有する長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の議決権の数	(A)
長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合(A/B)	(A/B × 100)
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者、その他保有者及び共同保有者

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	

14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権保有割合

提出者、その他保有者及び共同保有者が保有する長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の議決権の数	(A)
長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) 「その他保有者」とは、長期信用銀行法第 17 条において準用する銀行法第 3 条の第 2 第 1 項第 2 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定により、提出者が保有するものとみなされる議決権のうち、提出者が保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
- (B) 記載事項のうち「第 1 提出者及びその他保有者に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「3 その他保有者」には、その他保有者がいる場合にのみ、その他保有者ごとに別々に、各その他保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第 2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、共同保有者ごとに別々に、各共同保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第 3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第 1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第 2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第 3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- (C) 長期信用銀行議決権保有届出書又は変更報告書(以下この様式において「届出書等」

という。)の提出者が、その他保有者(総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有するその他保有者に限る。)及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」に記載するとともに、これらの者の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち当該その他保有者に係る「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」及び「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。

- (D) 変更報告書は、議決権保有割合に百分の一以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、その他保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、提出者及びその他保有者の議決権保有割合の変更、共同保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は議決権保有割合の変更その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。ただし、保有目的が長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の営業活動を支配することに変更した場合及び議決権保有割合が百分の十を超えた場合には、別紙様式第7号の2により変更報告書を提出すること。なお、他の法令に基づき、上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。
- (E) 変更報告書の提出に当たっては、長期信用銀行議決権保有届出書の記載事項の全てについて、基準日又は基準日以外の月末の日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄、「3 その他保有者」の「(1) その他保有者の概要」欄又は「第2 共同保有者に関する事項」の「1 共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「1 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社」及び「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。
- (F) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。
- (G) 届出書等に係る訂正報告書については、株式の発行者である長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の名称、提出者の商号、氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

2 個別事項

別紙様式第7号の2に準じて記載すること。

別紙様式第7号の4(第25条の2の2第7項、第8項関係)

(日本工業規格A4)

長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の4第3項に基づく
届出書・変更届出書(イ)

年 月 日

財務(支)局長 殿

氏名又は名称 印()
住所又は本店所在地 ()

1 提出者の概要(ハ)

1 個人 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他())	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
フリガナ(カタカナ) 営業所の名称	
フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地	
事業の種類	
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地	
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称	

フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地				
旧事業の種類				
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)		
	職業	勤務先名称		
		勤務先住所		
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)		代表者役職
		代表者氏名		
	資本金額(百万円)			
事務上の連絡先 及び担当者名				
電話番号				

2 基準日(ニ)

新基準日	月末日	月末日	月末日	月末日
------	-----	-----	-----	-----

旧基準日	月末日	月末日	月末日	月末日
------	-----	-----	-----	-----

基準日変更の理由(ホ)	
-------------	--

3 提出者の類型(ハ)

1 第25条の2の2第2項第1号に該当	2 第25条の2の2第2項第2号に該当
3 第25条の2の2第2項第3号に該当	

銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) 第25条の2の2第2項第3号に規定する銀行等は、その共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できる

ものとする。

- (B) 変更届出書は、基準日を変更する場合にはあらかじめ、提出者の商号、名称又は氏名に変更があった場合にはすみやかに提出すること。
- (C) 変更届出書の提出に当たっては、変更のあった事項だけでなく、基準日の届出書の記載事項の全てについて記載すること。

2 個別事項

(イ) 表題

表題の欄は、基準日の届出書又は変更届出書のいずれか該当しないものを消すこと。

(ロ) 商号、名称又は氏名

- (1) 提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。
- (2) 提出者が、第25条の2の2第2項第3号に規定する銀行等である場合であって、当該提出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出する場合には、当該提出者がその商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。
- (3) 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称、代表者の役職及び氏名を記入し、代表者印を押印すること。

(ハ) 提出者の概要

別紙様式第7号の2の「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」に準じて記載すること。

(ニ) 基準日

基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に任意の3月毎の月末日を記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更届出書を提出する場合には、「新基準日」欄には変更後の基準日（任意の3月毎の月末日）を記載し、「旧基準日」欄には変更前の基準日を記載すること。

(ホ) 基準日変更の理由

基準日の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。

(ハ) 提出者の類型

- (1) 提出者が該当する類型の番号を で囲むこと。
- (2) 「銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名」欄には、提出者が第25条の

2の2第2項第3号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合を含む。）に、当該提出者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）であって、第25条の2の2第2項第1号又は第2号に掲げる者に該当する者の商号、名称又は氏名を1つ記載すること。